

◆無償化の対象となる児童生徒の例（※色付きの枠が無償化事業の対象となります。）

生計同一	第1子	第2子	第3子	第4子
例1	市立中学生	市立小学生	市立小学生	市立小学生
例2	私立等中学生	市立中学生	市立小学生	私立等小学生
例3	市立中学生	私立等小学生	市立小学生	幼稚園・保育園
例4	高校生等	市立中学生	市立小学生	幼稚園・保育園
例5	高校生等	市立中学生	私立等小学生	市立小学生
例6	高校生等	高校生等	私立等中学生	市立小学生
例7	高校生等	高校生等	市立中学生	私立等小学生

※私立等＝私立・国立・県立など

上記表の見方

◎例1

- 保護者と「生計同一世帯の、義務教育期間中（中学3年生～小学1年生）の児童生徒のうち、年齢が上から2番目以降のお子様」が事業対象となりますので、第2子以降が該当します。

◎例2

- 「義務教育期間中（中学3年生～小学1年生）のお子様」が対象となりますので、第1子が蕨市立小中学校に通学していなくても、1人目とします。
- 第4子は「私立等小学生」のため、蕨市立の小学校・中学校で給食の提供を受けていないため、当該事業には該当しません。

◎例3

- この表の第2子は「例2」の私立等小学生と同様当該事業に該当しません。第3子が該当します。

◎例4～例7

- この事業は「義務教育期間中（中学3年生～小学1年生）の児童生徒」が事業対象となるので、第1子や第2子が高校生等（義務教育期間中ではない）の場合は当該事業の人数として数えません。